

報道関係者 各位

令和6年10月22日

【照会先】秋田労働局 労働基準部 監督課

課長 寺脇悠太郎

監察監督官 田村 順也

監督係 長崎 伊吹

電話 018-862-6682

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施 ～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行っています。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

秋田労働局（局長 山本博之）ではこの月間に次の取組を行います。

### ○ 過重労働解消キャンペーンの取組

#### 1 労使の主体的な取組の促進

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、秋田労働局長名による協力要請を行います。

#### 2 秋田労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

今年度は、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された工作物の建設の事業（災害時における復旧及び復興の事業を除く。）において、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる事業者を訪問して意見交換を行い、その取組事例を広く県内に紹介します。

#### 3 重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して監督指導を実施します。

#### 4 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（金）から11月7日（木）を過重労働相談受付集中期間（11月3日（日）、4日（月・祝）を除く。）とし、秋田労働局及び県内各労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

#### 5 特別労働相談を実施します

11月2日（土）に下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による特別労働相談を実施します。

### 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120（794）713（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

実施日時：令和6年11月2日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

**SNS（LINE）相談 【委託事業】**

相談先：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

実施日時：令和6年11月2日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

**6 過重労働解消のためのセミナーを開催します（別添1参照）**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」を東京・大阪で実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ]

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

**○ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催（別添2参照）**

日時：令和6年11月1日（金）13：30～15：30（受付13：00～）

会場：あきた芸術劇場 ミルハス 4階 小ホールB（秋田市千秋明徳町2-52）

内容：基調講演：「パワーハラスメントを防止するために」

講師：岡田 康子 氏

（株式会社クオレ・シー・キューブ 取締役会長、

厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員）

施策説明：秋田労働局

取組事例報告：森建設工業株式会社

遺族からの声

（無料でどなたでも参加できます。）

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>